

令和6年度“経営力強化支援事業補助金”のご案内

事業者の経営力強化への取組みを新宿区が応援します！

対象者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する区内の中小企業者・個人事業主

申請期間 令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）（消印有効）



詳しい申請方法等は、ホームページに掲載している応募要項をご覧ください →
要件に該当するか等は、産業振興課までお問合せ下さい。 ☎03-5273-3554

No	補助内容	補助額	補助率
1	経営計画等策定支援 専門家による経営計画や販売計画等の策定及びコンサルティングに係る経費		10 / 10
	補助金申請手続き支援 専門家による各種補助金及び給付金等の申請に係る経費		
3	販売促進・業態転換支援 広告費等の販売促進及び新分野への業態転換に係る経費	合計 30 万円 まで	4 / 5
4	インバウンド対応支援 多言語化対応及び和式トイレの洋式化に係る経費		
5	人材確保・定着支援 求人媒体の作成及び人材の確保と定着に向けたコンサルティングに係る経費		
6	IT・デジタル対応支援 業務効率化等のためのITの導入やデジタル化に係る経費	令和5年度との合計で 80 万円 まで (※)	
7	設備等購入支援 省エネ及び生産性向上等に資する設備等の購入に係る経費		
8	展示会等出展支援 販路拡大のための展示会・見本市等への出展に係る経費	30 万円 まで	

※「6 IT・デジタル対応支援」及び「7 設備等購入支援」の補助上限額は、令和5年度補助額との合計で80万円まで。

（例：令和5年度に20万円の補助を受けた場合、令和6年度は60万円まで申請可）

Q. 「設備等購入支援」の省エネ設備の対象はどのようなものがありますか？

A. 応募要項の8ページに例示した設備のみが対象となります。

Q. 令和5年度に購入したものと同一機器や物品を購入できますか？

A. 補助上限額の範囲で購入可能です。

Q. 「人材確保・定着支援」で求人サイトに掲載する費用は対象になりますか？

A. 対象外です。自社のホームページに求職者向けのページを作る場合の経費は対象になります。

Q. 法人設立1年未満のため、事業税と都民税の納税証明書が出せません。どうすればよいですか？

A. 代表者の住民税納税証明書をご提出ください。

Q. 個人事業主ですが、開業したばかりで確定申告書の提出ができません。どうすれば良いですか？

A. 開業届と営業の本拠が確認できる書類（営業許可書や賃貸借契約書、光熱費の請求書等）をご提出ください。

Q. 申請してからどのくらいで補助金が入りますか？

A. 申請から補助金交付まで1ヶ月半～2ヶ月程度かかります。申請混雑時はさらにお時間をいただく場合があります。